

北海道外来種対策基本方針

平成26年3月

北 海 道

北海道外来種対策基本方針

はじめに

1 生物多様性の保全

この地球には、数千万種の生物が存在しているといわれている。これは、地球上に生命が誕生して以来、およそ 40 億年もの間、地球環境の変化と生存競争のもとで生物がお互いに影響を及ぼし合いながら多様な遺伝子を持つ多様な種に進化してきた結果であり、また、それぞれの種はそれぞれの進化の歴史をもつ固有の存在であって、様々につながりあって生きている。

生物多様性は、このような生物の「固有性」と「つながり」のことをいうとともに、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の 3 つのレベルで捉えることができる。

また、生物多様性は、食料などの資源の供給、空気や水の浄化、気候の調節などの機能を持つほか、レクリエーションや自然を知る場としての文化的・教育的機能などを有し、私たちの生活を支える多くの恩恵（生態系サービス）をもたらしており、この生態系サービスが損なわれることのないよう生物多様性を維持していくことが重要である。

しかし、世界各地で生物多様性の損失が進んでいる状況にあることから、平成 5 年 12 月に「生物の多様性に関する条約」が発効し、この条約の締約国である我が国では、平成 7 年 12 月に最初の「生物多様性国家戦略」が策定され、その後、随時見直しが行われてきたほか、平成 20 年 6 月には「生物多様性基本法」が制定されるなど、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組が進められてきた。

本道においても、生物多様性の保全及び持続可能な利用は、道民の豊かな生活に欠かすことのできないものであり、生物多様性を確保し次代に継承することは、道民全体の重大な責務であることから、道は、「生物多様性基本法」に基づく地域戦略として、平成 22 年 7 月に「北海道生物多様性保全計画」を策定し、さらに、平成 25 年 3 月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定した。

2 外来種による生物多様性への影響の防止

国外又は国内から持ち込まれる外来種は、在来種の捕食、在来種との競合・駆逐、植生破壊による生態系基盤の損壊、交雑による遺伝的攪乱などにより、在来の野生動植物種の存続を脅かし、さらにはそのことによって生態系の攪乱を引き起こす場合がある。

このため、国においては、平成 16 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）を制定し、生態系や人の生命、農林水産業等への被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある国外由来の外来種を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入のほか、野外へ放つ行為等を禁止するとともに、被害の発生を防止するため必要があるときは、防除を行うものとしている。

一方、道内でも本来その土地に生息・生育しない種が持ち込まれ、生物多様性への影響が

懸念されることから、条例では、外来生物法で対象としていない国内由来の外来種を含めた「外来種による影響の防止」に関する規定を盛り込み、生物多様性に著しい影響のある種を「指定外来種」として指定し、その個体を本来の生息地又は生育地以外へ放つこと、植えること又はまくこと（以下「放つこと等」という。）を禁止し、放つこと等の行為に対する中止命令違反に係る罰則を規定した。

外来種による影響の防止については、外来種を放つこと等が、本道固有の生物多様性への脅威となっていることの認識を深め、外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」ことを基本とした外来種対策を円滑に進めるとともに、外来種の適切な取扱いが図られるよう普及啓発に努める必要があるほか、外来種に関する科学的知見を蓄積しながら進める必要がある。

また、一方で、外来種は、健全な生態系には侵入しにくいという科学的知見もあることから、外来種を野外に定着させないという観点からも生態系の健全性を高く保つことも重要である。

このため、条例に基づき道が指定する「指定外来種」及び外来生物法に基づき国が指定する「特定外来生物」を含め、外来種による本道の生物多様性への影響の防止に関する基本的な考え方を整理するとともに、今後の施策の方向性を示すため、条例 31 条第 1 項の規定に基づき「北海道外来種対策基本方針」を策定するものである。

第 1 指定外来種の指定に関する基本的な事項

条例第 32 条第 1 項の規定による指定外来種の指定は、生物多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる外来種を指定することにより、生物多様性への影響を防止するために規定したものであり、それぞれの外来種の生物学的特性や生息・生育する環境により本道の生物多様性への影響が異なることを踏まえて行う必要がある。

このため、指定外来種の指定に当たっては、その候補を北海道の外来種リスト及び国の侵略的外来種リスト（仮称）を参考にして選定することを基本とする。

1 選定の前提

指定外来種の候補の選定は、次に掲げる事項を前提とする。

- (1) 原則として、明治時代以降に本道に導入された外来種から選定すること。
- (2) 原則として、種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種。以下同じ。）を単位とし、必要に応じ、種よりも大きな生物の分類単位である属、科等一定の生物分類群を単位とすること。
- (3) 識別が容易な大きさであって生きているものに限ること。

2 選定の要件

指定外来種の候補は、次の（１）又は（２）に該当し、かつ指定により生物多様性への影響の軽減又は予防が期待できるものから選定するものとする。

- (1) 本道に導入され、かつ定着しているもの又は定着する可能性が高いものであって、次のいずれかの理由により、本道の生物多様性に著しい影響が生じている、又は生じるおそれ

があるもの。

ア 在来種の個体数の著しい減少若しくは絶滅をもたらし、又はそのおそれがあること。

イ 在来種の地域個体群（特定の地域に生息・生育する同種の個体の集団）の個体数の著しい減少若しくは絶滅をもたらし、又はそのおそれがあること。

ウ 在来種の生息・生育環境を著しく変化させ、又はそのおそれがあること。

エ 在来種の種間関係（同一地域に生息する種相互の関係）や群集構造（複数の種が集まっている状況）を著しく変化させ、又はそのおそれがあること。

オ その他上記に類するものであること。

（2）本道に導入されていないものであっても、導入される可能性が高く、導入された場合に（1）と同等以上の影響が生じるおそれがあるもの。

3 科学的知見の活用

指定外来種の候補の選定に当たっては、外来種の生物多様性への影響又はそのおそれに関する科学的知見を活用するものとし、現に生物多様性への著しい影響が確認されていない場合にあっては、道外で既に生物多様性への著しい影響が確認されているなど、既存の知見の活用を図るものとする。

4 選定の際の考慮事項

（1）他法令による規制等との整合性

指定外来種の候補の選定に当たっては、規制の効果を勘案し、他法令による規制等との整合性を図るとともに、放つこと等に対する規制が行われていない種を優先的に選定するものとする。

（2）社会的・経済的影響

指定外来種の候補の選定に当たっては、外来種がこれまで担ってきた社会的な役割等を踏まえ、その代替物の入手可能性など指定に伴う社会的・経済的影響についても考慮し、選定作業を進めるものとする。

（3）防除の実施可能性

指定しようとする外来種の防除について効果的な捕獲や採取、殺処分などの方法が未確立であるなど、防除の実施が困難な場合にあっては、指定の効果を十分に検討の上、判断する必要がある。ただし、指定により生物多様性への影響の抑制などの効果が期待できる場合にあってはこの限りではない。

第2 指定外来種の規制等に関する基本的な事項

条例第33条の規定による指定外来種の飼養者及び販売者の責務並びに条例第35条の規定による指定外来種を放つこと等の禁止については、指定外来種の野外への定着又は分布拡大を防止するために規定したものであり、その的確な運用を図ることが重要である。

1 指定外来種の飼養等

(1) 指定外来種の適切な飼養等の方法

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第8条第1項第3号に規定する指定外来種の適切な飼養等の方法は、指定外来種毎に、野外に逸走又は逸出しない方法を定めるものとする。

(2) 特定飼養等施設の施設基準

条例第33条第1項及び規則第8条第1項第4号に規定する特定飼養等施設の基準については、指定外来種の逸走又は逸出を防ぐ構造及び強度を指定外来種の特性に依拠して定めるものとする。

2 指定外来種を放つこと等の禁止

規則第10条第2号に規定する学術研究及び同条第3号に規定する試験研究の目的で指定外来種を放つこと等の行為は、指定外来種の防除のために必要不可欠なものであって、当該行為により指定外来種の生息・生育地の拡大又は野外における個体数の増加を招かない方法で行わなければならない。

また、既に野外に存在する指定外来種を捕獲又は採取（以下「捕獲等」という。）した後速やかにその場所で放つこと等の行為は条例第35条の規定の対象とはしないが、捕獲等した指定外来種をその場所以外で放つこと等の行為及び捕獲等した後に飼養・栽培・保管した指定外来種の個体（卵及び種子、胞子を含む。）を野外に放つこと等の行為は、条例第35条の規定が適用されるものである。

3 飼養者及び販売者への指導等

指定外来種の個体の飼養等をする者又はその販売を業として行う者に対し、条例第33条の規定の周知徹底に努め、指定外来種の野外への逸走又は逸出や遺棄の防止を図るものとする。

第3 指定外来種の防除に関する基本的な事項

外来種は、その種の生物学的特性や生息・生育環境のほか、定着の状況等により防除方法が異なることから、条例第38条の規定による指定外来種の防除については、個別の種に対応した目標及び防除の方法、防除効果等を勘案のうえ、国、地方公共団体、民間団体等の関係者（以下「関係行政機関等」という。）の協力を得ながら効果的な実施に努めるとともに実施結果を防除の実施に反映するものとする

1 緊急的な防除の実施

希少な野生動植物が多く生息・生育する地域に捕食性等の高い指定外来種が発見された場合は、必要に応じ、関係行政機関等の協力を得ながら、緊急的な防除を行うものとする。

2 計画的な防除の実施

指定外来種が、既に広範囲にまん延して生物多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、国の外来種被害防止行動計画（仮称）で示された優先度を参考に、地域の実情に応じた適切な方法により、必要に応じ、関係行政機関等の協力を得ながら、計画的な防除を行うものとする。

3 指定外来種の防除体制の充実

指定外来種を効果的、効率的に防除するためには、モニタリング結果を防除に反映する順応的取組が必要であるほか、指定外来種によっては地域住民の参加を得て行う防除が効果的な場合も想定されることから、研究者や道民等と協力してモニタリング体制の構築に努めるとともに、指定外来種の生物学的特性や生息・生育する環境特性に応じた防除体制の構築に努めるものとする。

4 防除の実施に当たっての留意事項

- (1) 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとする。
- (2) 防除の実施に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等に対して情報を提供し、地域住民の理解や協力を得られるよう努めるものとする。
- (3) 捕獲した個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとする。

5 生物多様性維持回復事業の実施

希少な野生動植物の生息・生育地などにおいて指定外来種の防除を行う場合には、当該行為による在来の野生動植物への悪影響に特に配慮する必要があることから、条例第 15 条に規定する「生物多様性維持回復事業計画」（道内の特定の地域における生物の多様性の維持又は回復を図るための事業に関する計画）による計画的防除の実施を検討するものとする。

第 4 外来生物法に基づく特定外来生物の防除に関する事項

アライグマやセイヨウオオマルハナバチなどの外来生物法に基づく特定外来生物については、本道に侵入・定着し、生態系への影響や農林水産業への被害が懸念されていることから、道では、アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ等について、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、防除を実施するとともに、市町村や道民の行う防除への支援を行っている。

これらの特定外来生物については、条例に基づく指定外来種と同様に効果的、効率的に防除を進めることが必要であることから、国等と連携するとともに、国の特定外来生物被害防止基本方針及び外来種被害防止行動計画（仮称）を参考に、以下の各項により防除を進めるものとする。

1 特定外来生物の防除実施計画の推進

特定外来生物の防除に当たっては、分布の拡大を初期の段階で発見するとともに、迅速かつ効率的に対策を実施することが重要である。

また、特定外来生物の円滑な防除の実施のためには、外来生物法に基づく防除実施計画の策定が必要となる。

このため、特定外来生物の生息状況等に応じて道の防除実施計画を策定し、科学的知見に基づいた対策の目標及び防除体制などを定め、効果的な防除を図る必要がある。

2 特定外来生物の防除体制の充実

特定外来生物の防除に当たっては、第3の3で示したように、道民などの取組が必要である。特に、セイヨウオオマルハナバチについては、生息域の全道への拡大が進んでいることから、防除の効果的推進のため、道民参加型の取組を進めるものとする。

3 広域的な防除の促進等

特定外来生物が、行政界を越えて分布する場合があることから、広域的な連携を図る必要がある場合がある。

特に、生息・生育域を拡大しつつある特定外来生物については、その生息・生育域の拡大を防止するため、特定外来生物の生息状況等に応じて各市町村に対し防除実施計画の策定を促すとともに、それぞれの地域で連携した防除が実施されるよう、広域的な視点に立った防除の促進を図るものとする。

また、アライグマの防除については、捕獲時期や区域を調整し、市町村が連携して防除を実施することが効果的であることから、市町村間や関係機関等との連携を推進するとともに、防除実施計画の策定や捕獲技術等の支援に努めるものとする。

第5 外来種対策全般に関する事項

外来種による生物多様性への影響の防止を図るため、条例に基づく指定外来種及び外来生物法に基づく特定外来生物を含めた外来種全般に対する総合的な取組を推進するものとする。

1 道民等の理解の促進と意識の醸成

外来種対策には、外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」ことが重要であり、また、外来種対策を円滑に進めるためには、道民や民間の団体等が、生物多様性保全の重要性を理解し、問題のある外来種に関する情報の収集や防除活動に協力することが必要であることから、効果的な普及啓発や助言等に努めるものとする。

さらに、様々な環境教育の機会などを通じて、外来種対策に係る理解を促すとともに、博物館等や民間の団体等と連携しながら、生物多様性の保全に関する意識の醸成に向けた普及啓発活動を推進するものとする。

2 科学的知見等の集積と共有

外来種対策を的確かつ効果的に推進するためには、外来種の分布の拡大などの情報を適宜

把握し、対策を講じていくことが必要であり、調査研究の推進、防除方法の確立等科学的知見の充実が重要である。

このため、市町村や研究機関等と連携し、外来種の分布状況や在来種への影響、効果的な防除方法等に関する最新の知見の収集と集積を図るとともに、「北海道の外来種リスト」を必要に応じて更新し、知見の共有に努めるものとする。

3 推進体制の整備

外来種対策の推進に当たっては、道内の市町村はもとより、国や他の都府県等と連携を図るとともに、条例第 75 条の規定に基づき指定外来種の防除及び希少野生動植物の保護などの監視指導を行う生物多様性保護監視員と綿密に情報交換を行う必要があり、また、道民、事業者、民間団体等との協働が不可欠であることから、行政と道民等が協働して、外来種の発見や調査、監視、防除等の取組を進めるための体制の整備に努めるものとする。